

(5) 業務の適正を確保するための体制

平成18年4月27日開催の取締役会において、当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について決議し、その後平成19年6月28日、平成22年5月13日、平成23年5月12日及び平成24年5月9日開催の取締役会において一部修正いたしました。その概要は以下のとおりであります。

- ① 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
企業の経営理念の実現及び社会への貢献をするための普遍的事項を定めるコンプライアンス憲章に則り、当社グループの役職員は職務の執行にあたりコンプライアンス憲章を行動規範として遵守するものとする。

また、コンプライアンス研修を定期的開催し、当社グループの全役職員にコンプライアンス憲章を周知させ、職務の執行にあたり法令遵守の意識を醸成する。

- ② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティ管理規程その他関連する規程・マニュアルに従い、適切に保存及び管理を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 当社グループのリスクを包括的に管理するために別途リスク管理規程を定める。

(ロ) 当社グループのリスクを統括する部門は当社経営管理部とする。

(ハ) 当社グループの各会社は、それぞれ行う事業に付随するリスクを常時把握し、リスク対策の必要性の有無の検討、リスク低減のための対策の実施、実施したリスク対策の評価・検証・改善、定期的に当社経営管理部へ報告等を行う。

- ④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役の意思決定の迅速化及び執行役の職務の執行の効率性を確保するために、取締役会において執行役の職務分掌を定め、業務執行の決定権限を合理的な範囲内で執行役に委譲する。

(ロ) 執行役は取締役会において決定された職務分掌に関して達成目標を明確化し、報酬については報酬委員会が各執行役の職務執行の評価を行い個別に審議されることとする。

(ハ) 当社執行役がグループ各社の取締役会に参加し、情報の共有・経営課題の議論を行い、効率的な連結グループ経営を行う。

⑤ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は監査委員会の職務執行を補助する使用人を、経営管理部及び内部監査室におく。

⑥ 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

前号の使用人に関する人事・組織変更等の決定は当社監査委員会の承認を得なければならない。

⑦ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制及びその他監査委員会への報告に関する事項

執行役又は使用人は、下記の事項を当社監査委員会に報告するものとする。

(イ)法令・当社定款・当社監査委員会規程に規定される事項

(ロ)当社グループに著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、違法・不正行為

(ハ)当社グループの内部統制の状況

⑧ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、執行役、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査委員会の監査の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識を深めるものとする。

⑨ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は持株会社であり、傘下の子会社を含め当社グループ全体における企業統治を行うこととし、当社グループのコンプライアンス体制・リスク管理体制・内部統制システムの整備は、当社グループ全体を対象とする。

(6) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社の株主の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主が買付内容について判断するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。

このような不適切な大規模買付行為等を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

②基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様へ長期的に当社に投資を継続して頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、コーポレート・ガバナンスの確立に向けた活動をしております。さらに当社は、「(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針」に記載のとおり、株主の皆様への利益還元について重要な経営課題と認識し、事業の成長に努め、配当性向を引き上げる等株主還元の充実を目指しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現にも資するものと考えています。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成23年6月23日開催の取締役会において、当社グループとして株主共同利益確保・向上のため、当社に対する濫用的な買収等を未然に把握し、株主の皆様へその買収防衛策の可否を判断いただくため、以下のとおり、当社の株主の大規模買付行為に関するルールを定めました。

具体的には、大量買付者に対し、(イ) 大量買付ルール順守誓約書の提出と(ロ) 大量買付者の概要、買付目的、買付完了後の経営方針などを含めた情報提供を求めます。そして、(ハ) 大量買付者から必要かつ十分な情報を受領後、社外取締役から構成される当社諮問委員会は適切な評価期間(60日又は90日)が与えられるものとし、この評価期間中に、外部専門家の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、諮問委員会としての意見を慎重に取りまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。

当社取締役会は、大量買付者が大量買付ルールを順守しない場合や、大量買付ルールを順守する場合であっても大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則に反する行為であると諮問委員会が判断した場合には、新株式や新株予約権の発行等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとる場合があります。

④上記取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記②の当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みは、基本方針に沿うものであり、上記③のとおり本プランの設計に際しては以下の点を十分考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (イ) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- (ロ) 株主共同の利益を損なうものではないこと
- (ハ) 株主意思を反映するものであること
- (ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。
2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5社
- ・ 連結子会社の名称 Fringe81株式会社
イーファクターマーケティング株式会社
ソーシャルワイヤー株式会社
ngi growth capital株式会社
ngih投資事業有限責任組合

イーファクターマーケティング株式会社は株式を取得したため及びngi growth capital株式会社は新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、株式会社アルトビジョンは、株式を売却したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

なお、ソーシャルワイヤー株式会社は、未来予想株式会社が社名変更したものであります。

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 恩即愛軟件開發(上海)有限公司
Motion BEAT US, Inc.
SOCIALWIRE HOLDINGS PTE. LTD.
ソーシャルワイヤージャパン株式会社
SOCIALWIRE (THAILAND) CO., LTD.
CROSS COOP SINGAPORE PTE., LTD
PT. SOCAIL WIRE INDONESIA
PT. CROSS COOP INDONESIA
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社8社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

- ③ 議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法を適用した関連会社の数 2社
- ・関連会社の名称 株式会社富士山マガジンサービス
ngiベンチャーコミュニティ・ファンド
2号投資事業有限責任組合

ngi II投資事業組合は本組合の存続期間が満了したため及び3Di株式会社は株式の一部を売却したことに伴い、持分比率が減少したため当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称 恩即愛軟件開發(上海)有限公司
Motion BEAT US, Inc.
SOCIALWIRE HOLDINGS PTE. LTD.
ソーシャルワイヤージャパン株式会社
SOCIALWIRE (THAILAND) CO., LTD.
CROSS COOP SINGAPORE PTE., LTD
PT. SOCAIL WIRE INDONESIA
PT. CROSS COOP INDONESIA
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法から除外しています。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

- ・当該会社の名称 Asia Network Ventures Limited
- ・関連会社としなかった理由 投資先会社の財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることを目的とするのではなく、営業取引として投資育成目的で所有しているためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、イーファクターマーケティング株式会社の決算日は8月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

a. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

b. 投資事業組合への出資金

組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とした損益帰属方式により取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建その他有価証券の換算差額については、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、全部純資産直入法により処理しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

- a. ヘッジ手段・・・株式先渡契約
ヘッジ対象・・・営業投資有価証券
- b. ヘッジ方針

当社規定に基づき、ヘッジ対象に係る株価変動リスクをヘッジしております。

ハ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

(「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

当連結会計年度において株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(法人税率等の変更による影響)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りであります。

平成24年3月31日まで 40.7%

平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0%

平成27年4月1日以降 35.6%

この税率の変更により繰延税金資産が563千円、繰延税金負債が9,896千円減少し、法人税等調整額が11,357千円、その他有価証券評価差額金が13,126千円及び繰延ヘッジ損益が7,563千円増加しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) デリバティブ取引の担保として、営業投資有価証券64,050千円を担保に供しております。

(2) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形 5,570千円

(3) 連結子会社であるソーシャルワイヤー株式会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額	70,000千円
借入実行残高	70,000千円
差引残高	— 千円

(4) 連結子会社であるソーシャルワイヤー株式会社が取引銀行との間で締結している当座貸越契約には、下記財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比以上に維持すること。
- ② 各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書における経常損益を損失としないこと。
- ③ 各事業年度の各四半期の末日における単体の貸借対照表における固定比率を2.5倍以内に維持すること。なお、ここでいう固定比率とは、固定資産の合計金額を純資産の部の金額で除した数値をいう。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増	加	減	少	当連結会計 年度期末
普通株式(株)	132,610	13,131,990			—	13,264,600

(変動事由の概要)

発行済株式の普通株式の増加13,131,990株のうち、13,128,390株は平成23年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行った影響及び3,600株は新株予約権の行使によるものであります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増	加	減	少	当連結会計 年度期末
普通株式(株)	—		57		—	57

(変動事由の概要)

自己株式の増加57株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成23年5月12日開催の取締役会による配当に関する事項

・ 配当金の総額	14,587千円
・ 1株当たり配当額	110円
・ 基準日	平成23年3月31日
・ 効力発生日	平成23年6月2日

平成23年9月22日開催の取締役会による配当に関する事項

・ 配当金の総額	23,869千円
・ 1株当たり配当額	180円
・ 基準日	平成23年9月30日
・ 効力発生日	平成23年12月5日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成24年5月9日開催の取締役会による配当に関する事項

・ 配当の原資	利益剰余金
・ 配当金の総額	55,711千円
・ 1株当たり配当額	4.2円
・ 基準日	平成24年3月31日
・ 効力発生日	平成24年6月8日

(注) 1株当たり配当額には株式分割後の配当額を表示しております。
株式分割前に換算すると、420円相当となります。

(4) 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末	当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少		
ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	—	—	—	—	88,287
合計		—	—	—	—	88,287

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な運転資金を主に銀行借入によっ

て調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業投資有価証券及び投資有価証券のうち上場株式は市場価格の変動リスクに、外貨建有価証券は為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、設備投資に必要な資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で7年後であります。

デリバティブ取引は、営業投資有価証券のうち上場株式の市場価格の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先渡契約であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等は、連結注記表2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計処理基準に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法 に記載のとおりであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理に関する社内規程に従い、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

ロ. 市場リスク（市場価格等の変動リスク）の管理

当社は、営業投資有価証券及び投資有価証券のうち上場株式について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、ヘッジ取引によって保有リスクの軽減を図る等の管理を行っております。

デリバティブ取引については、経営執行会議の審議により契約に関する基本方針及び運用方針を定め、これに基づき投資事業本部が実行し、経営執行会議もしくは執行役全員に対する書面またはメールにて報告しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を十分に確保することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち53%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)をご参照ください。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,560,551	3,560,551	—
(2) 受取手形及び売掛金	729,976	729,976	—
(3) 有価証券			
譲渡性預金	500,000	500,000	—
(4) 営業投資有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券	308,507	308,507	—
資産計	5,099,035	5,099,035	—
(1) 買掛金	163,917	163,917	—
(2) 短期借入金	122,500	122,500	—
(3) 長期借入金(※1)	159,657	158,351	△1,305
負債計	446,074	444,769	△1,305
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されているもの	45,023	45,023	—
デリバティブ取引計	45,023	45,023	—

(※1) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

<資産>

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(4) 営業投資有価証券及び投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	361	308,507	308,146

<負債>

(1) 買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

<デリバティブ取引>

ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。

ヘッジ会計が適用されているもの：連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち 1年超		
原則的処理方法	株式先渡し取引	その他有価証券	109,073	—	45,023	取引上の価格によっている

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表 (千円)
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式	9,140
投資信託	137,707
投資事業有限責任組合及びそれに類する 組合への出資	573,813
投資有価証券	
非上場株式	2,918
関係会社株式	
非上場株式	159,980
合計	883,560

これらについては、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(4)営業投資有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	3,560,551
受取手形及び売掛金	729,976
有価証券	500,000
合計	4,790,527

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内
長期借入金	36,024	101,310	22,323

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 415円14銭

(2) 1株当たり当期純利益 60円45銭

(注) 当社は、平成23年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。

1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・ 時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

③ 投資事業組合への出資金

組合契約に規定される決算報告日に応じて入
手可能な最近の決算書を基礎とした損益帰属
方式により取り込む方法によっております。

(ロ) デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～8年

② 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内
における見込利用可能期間(5年間)に基づく
定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建その他の有価証券の換算差額については、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、全部純資産直入法により処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

a. ヘッジ手段…株式先渡契約

ヘッジ対象…営業投資有価証券

b. ヘッジ方針

当社規定に基づき、ヘッジ対象に係る株価変動リスクをヘッジしております。

③ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(6) そ の 他

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

（「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」の適用）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当事業年度において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（法人税率等の変更による影響）

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りであります。

平成24年3月31日まで 40.7%

平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0%

平成27年4月1日以降 35.6%

この税率の変更により繰延税金資産が563千円、繰延税金負債が9,896千円減少

し、法人税等調整額が11,357千円、その他有価証券評価差額金が13,126千円及び繰延ヘッジ損益が7,563千円増加しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権

親会社に対する短期金銭債権 15,710千円

子会社に対する短期金銭債権 13,503千円

(2) デリバティブ取引の担保として、営業投資有価証券64,050千円を担保に供しております。

(3) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決算処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

受取手形 5,570千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

子会社に対する売上高 119,762千円

子会社に対する営業費用 23,681千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	—		57		—	57

(変動事由の概要)

自己株式の増加57株は、単元未満株式の買取によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	378,456千円
営業投資有価証券	204,074千円
関係会社株式	73,564千円
投資有価証券	63,531千円
営業出資金	56,113千円
抱合株式消滅損	26,911千円
ソフトウェア	21,089千円
その他	26,283千円

繰延税金資産小計 850,022千円

評価性引当額 △699,327千円

繰延税金資産合計 150,695千円

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金負債

営業投資有価証券評価差額金	151,483千円
繰延ヘッジ損益	107,268千円

繰延税金負債合計 258,751千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

勘定科目	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具及び備品	—	—	—

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	— 千円
1年超	— 千円
合計	— 千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	977千円
減価償却費相当額	872千円
支払利息相当額	16千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 415円47銭

(2) 1株当たり当期純利益 69円29銭

(注) 当社は、平成23年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。

1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。